## 水質汚濁に係る環境基準の改正について

2021年10月7日「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(環告62)」・「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(環告63)」が公布されました。

内容は以下のとおりで、2022年4月1日より適用されます。

環境庁告示第59号

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

六価クロム : 現行 <u>0.05mg/L 以下</u> → 改正後 <u>0.02mg/L 以下</u>

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

項 目 名 : 現行 <u>大腸菌群数</u> → 改正後 <u>大腸菌数</u>

分析方法 : 現行 **最確数による定量法** → 改正後 **付表 10 (メンブ・ランフィルター法)** 

現行の付表 10(全亜鉛)は削除

環境基準値 : 以下の通り

• 河川

項目	現行	改正後
類型	<u>大腸菌群数</u>	<u>大腸菌数</u>
AA	<u>50 MPN/100mL 以下</u>	<u>20 CFU/100mL 以下</u> ※1 <u>100 CFU/100mL 以下</u>
A	1,000 MPN/100mL以下	<u>300 CFU/100mL 以下</u>
В	5,000 MPN/100mL以下	1,000 CFU/100mL 以下
C∼E	_	

※1:水道1級を利用目的としている地点

## • 湖沼

項目	現行	改正後
類型	<u>大腸菌群数</u>	<u>大腸菌数</u>
AA	<u>50 MPN/100mL 以下</u>	<u>20 CFU/100mL 以下</u> ※1 <u>100 CFU/100mL 以下</u>
A	<u>1,000 MPN/100mL 以下</u>	<u>300 CFU/100mL 以下</u> ※2 <u>1,000 CFU/100mL 以下</u>
B∼C	_	+

※1: 水道1級を利用目的としている地点 ※2: 水道3級を利用目的としている地点

## 海域

	項目	現行	改正後
類型		<u>大腸菌群数</u>	<u>大腸菌数</u>
A		1,000 MPN/100mL 以下	※3 <u>20 CFU/100mL以下</u> 300 CFU/100mL以下
B~€		_	_

※3:自然環境保全を利用目的としている地点

環境庁告示第10号 別表

六価クロム : 現行 <u>0.05mg/L 以下</u> → 改正後 <u>0.02mg/L 以下</u>